

○学校法人東海大学懲戒委員会規程

(制定 昭和40年4月1日)

改訂	昭和63年4月1日	1990年4月1日
	1999年4月1日	2000年4月1日
	2003年4月1日	2006年4月1日
	2011年4月1日	2012年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2014年6月1日	2018年4月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日

第1条 学校法人東海大学懲戒委員会規程（以下「この規程」という。）は、「学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程」（以下「懲戒規程」という。）第2条第1項の学校法人東海大学懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）について定める。

第2条 懲戒委員会は、理事長の諮問委員会として教職員の懲戒処分について公正な審議をし、理事長に答申する。

第3条 懲戒委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 学園事務センター長
- (2) 委員 理事長室長
財務政策室長
ユニバーシティビューローゼネラルマネージャー(高等教育運営担当)
初等中等教育部長
伊勢原校舎・付属病院本部長
- (3) 幹事 学園事務センター人事・法務ユニット課長

2 委員長は、審議に必要と認めた理事又は教職員を事案ごとに委員として指名することができる。

3 懲戒委員会が当該事案の審議に必要と判断した場合、当該事案の対象となっている教職員以外の者を出席させて、事情を聴取することができる。

4 委員長が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合委員長は、委員の中から臨時に委員長を指名する。

5 委員が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合委員長は、他の者を委員に指名することができる。

第4条 懲戒委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教職員の懲戒処分に関する事項
- (2) 諭旨解雇の場合の退職金の減額割合に関する事項
- (3) 解任の場合の対象となる役職位に関する事項
- (4) 損害賠償に関する事項
- (5) 懲戒処分の学園全体への公表に関する事項
- (6) その他懲戒に関する事項

第5条 懲戒委員会の開催は、教職員が懲戒規程第3条に該当する行為を行った場合、委

員長が委員と協議して招集する。

第6条 懲戒委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。

第7条 懲戒は、出席委員の過半数又は可否同数の場合は、委員長を含めた過半数の賛成を得た処分内容を答申し、稟議により理事長が決定する。

第8条 懲戒委員会は、懲戒処分の対象となっている教職員に対して懲戒委員会において弁明の機会を与える。ただし、弁明の機会を行使するか否かは、当該教職員の任意とする。

第9条 「学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程細則」第6条に定める不服申立てがあった場合、不服申立日から90日以内に懲戒委員会を開催し、再審議を行うこととする。

2 再審議結果については、書面で被処分者に通知するものとする。

第10条 懲戒委員会の事務は、学園事務センターが行う。

付 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則 (2021年4月1日)

この規程は、2021年4月1日から施行する。